

令和 4 年 7 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松本吉郎

(公印省略)

令和 4 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について (依頼)

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の実態を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)を実施しております。

この度、令和 4 年調査として「特別調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請がありました。新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割であることから、今般、本会は本調査に協力することといたしました。

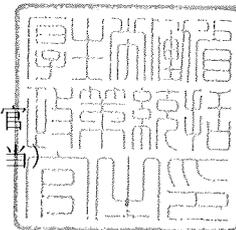
つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 調査票 (特別調査)
3. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
4. 令和 3 年毎月勤労統計調査特別調査の概況
5. 毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策、労使関係担当)



令和 4 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)につきましては、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の実態を明らかにするため、年1回(7月31日現在について)実施するものです。

この調査については、都道府県の統計調査員が、8月から9月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で、統計調査員が実査を行います(調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域です)。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。この際、新型コロナウイルス感染症の状況を受け、統計調査員による事業所の訪問が困難な場合は、郵送又はオンラインで調査をお願いする場合があります。

最後に、以下のものを各1部同封いたしますのでご活用下さい。

なお、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「令和4年毎月勤労統計調査特別調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和3年調査結果(概況)」
- ・「特別調査イメージキャラクターとくちゃんのイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 鈴木
TEL : 03-5253-1111 (内線 7605)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月 分)



1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県番	調査区番号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業規模番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。) 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業(同一会社に属するすべての事業所)の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5~29人 (3) 1~4人
--	---	----------------------------------	--

常用労働者について記入してください。		常用労働者とは、期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。		次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者															
1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・住込み別 (注)		4 家族労働者であるかどうかの別		5 年齢 <small>(1年未満の端数を切り捨ててください。)</small>	6 勤続年数 <small>(1時間でも就業した日は1日と数えてください。有給休暇は含めません。)</small>	7 労働日数 <small>(7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)</small>	8 1日の実労働時間数 <small>(100円未満は四捨五入してください。)</small>	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)							
	男	女	通	住	家族	家族以外													
1	1	2	1	2	1	2	年	日	時間	百万	拾万	万	千	百円	百万	拾万	万	千	百円
2	1	2	1	2	1	2													
3	1	2	1	2	1	2													
4	1	2	1	2	1	2													

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成年 月 日	年 月 日	統計調査員印
----	-------	------------	-------	--------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県

事業所の皆さまへ

令和4年 毎月勤労統計調査 特別調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定



統計調査員

<準備のための調査>
調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、家族労働者であるかどうかの別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、年間の特別給与額について調査いたします。

統計を作成する目的以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7605~7607

(調査の企画に関すること) 内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

事業所の皆さまへ

～「有難う」感謝で集める調査票～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

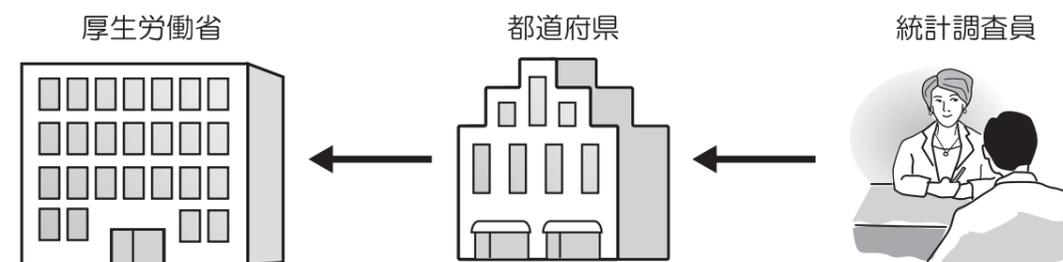
調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

調査の流れ



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

調査の内容が、他に知られたりする様なことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、調査には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他に知らずことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



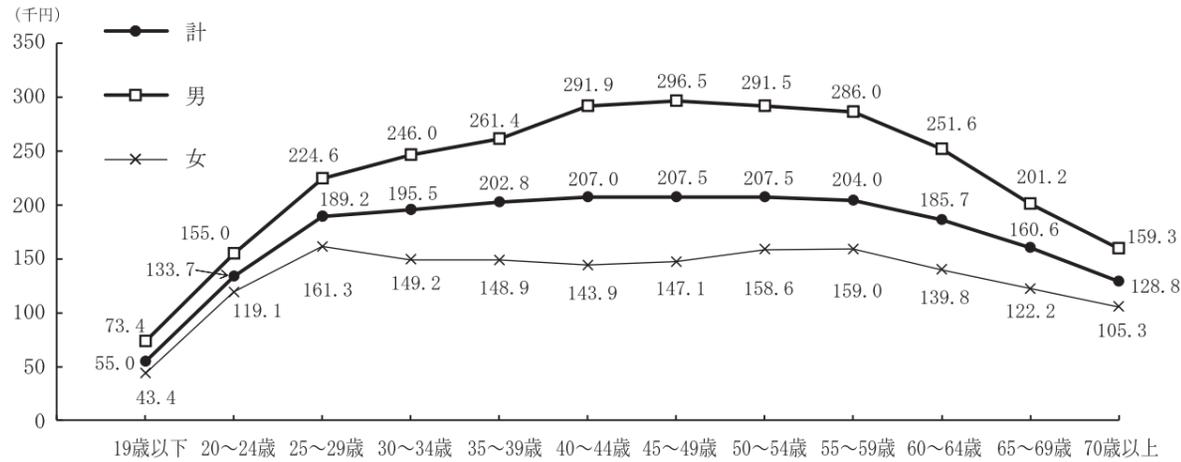
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607
(調査の企画に関すること)内線7609,7610
毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

令和3年毎月勤労統計調査特別調査の結果から

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和3年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	円	円	日	時間	年	%
平成23年	187,962	191,014	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	191,400	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	201,808	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	208,488	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	216,965	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	227,206	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	227,457	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	235,684	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元 ⁴⁾²	197,196	247,634	19.8	6.9	12.0	30.9
3	199,902	253,157	19.3	6.8	12.6	31.3

注：1) 各年7月の数値である。
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。
 3) 各年7月末日現在の数値である。
 4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間 (令和3年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する現金給与額	出勤日数	通常日1日の実労働時間
	円	日	時間
全 国	199,902	19.3	6.8
北 海 道	203,169	20.4	6.9
青 森 県	198,322	20.8	7.2
岩 手 県	185,299	20.2	6.9
宮 城 県	206,231	19.6	6.9
秋 田 県	186,838	20.4	7.1
山 形 県	184,931	20.4	7.1
福 島 県	204,191	20.4	7.1
茨 城 県	203,083	20.0	7.2
栃 木 県	189,398	19.5	6.8
群 馬 県	191,996	19.4	6.8
埼 玉 県	209,064	18.7	6.7
千 葉 県	202,202	18.2	6.5
東 京 都	233,343	18.2	7.0
神 奈 川 県	208,427	18.3	6.7
新 潟 県	189,705	20.1	6.9
富 山 県	198,532	20.1	6.8
石 川 県	197,403	19.8	6.8
福 井 県	192,924	19.8	6.9
山 梨 県	192,989	19.2	6.9
長 野 県	191,189	19.5	6.9
岐 阜 県	183,762	19.0	6.5
静 岡 県	205,847	19.8	7.0
愛 知 県	210,813	18.8	6.8
三 重 県	186,875	19.7	6.9
滋 賀 県	184,549	18.8	6.6
京 都 府	176,197	18.4	6.5
大 阪 府	220,137	18.9	6.8
兵 庫 県	176,956	18.2	6.5
奈 良 県	183,900	18.1	6.8
和 歌 山 県	191,152	19.7	6.6
鳥 取 県	178,672	19.5	6.9
島 根 県	181,989	19.3	6.9
岡 山 県	188,103	18.7	6.8
広 島 県	208,248	19.5	6.9
山 口 県	183,526	19.4	6.6
徳 島 県	195,574	20.2	7.0
香 川 県	201,683	20.0	7.0
愛 媛 県	178,837	20.1	6.7
高 知 県	173,033	19.5	6.8
福 岡 県	208,430	19.7	7.2
佐 賀 県	178,252	20.3	6.9
長 崎 県	174,670	20.8	6.9
熊 本 県	184,293	20.2	6.8
大 分 県	181,650	19.9	7.0
宮 崎 県	187,204	19.9	7.0
鹿 児 島 県	172,001	19.5	6.6
沖 縄 県	171,512	20.0	6.9

注：令和3年7月末日の数値である。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」



令和4年2月16日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 野口 智明

室長補佐 高田 崇司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(3595)3145

—令和3年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要	1 ページ
2	結果の概要	3 ページ
	(1) 賃金	3 ページ
	(2) 出勤日数と労働時間	6 ページ
	(3) 雇用	8 ページ
3	付表	10 ページ

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、平成26年経済センサス-基礎調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和3年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間）の状況について、令和3年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査が困難な場合には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者がオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

取集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,840 事業所 有効回答数 19,260 事業所

有効回答率 84.3%

(8) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大により特別調査を中止しており、令和2年9月に特

別調査の代替措置として「小規模事業所勤労統計調査」を実施している。なお、「小規模事業所勤労統計調査」の結果は、厚生労働省のホームページ等に掲載している。

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html>)

ウ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。

なお、特別調査と「小規模事業所勤労統計調査」は、調査対象の範囲、調査方法及び調査期日が異なり、結果についての直接の比較は困難であるため、令和3年特別調査では、令和元年の結果と比較した増減である「2年前比」及び「2年前差」を掲載している。

また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。

エ 4ページの第2図、5ページの第3表は、企業規模1～4人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに雇われている者

b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含まないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

オ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。

ケ 1時間当たりきまって支給する現金給与額

労働者ごとにきまって支給する現金給与額を、出勤日数に1日の実労働時間数を乗じて得た時間数で除して算出している。

2 結果の概要

(1) 賃金

ア きまって支給する現金給与額

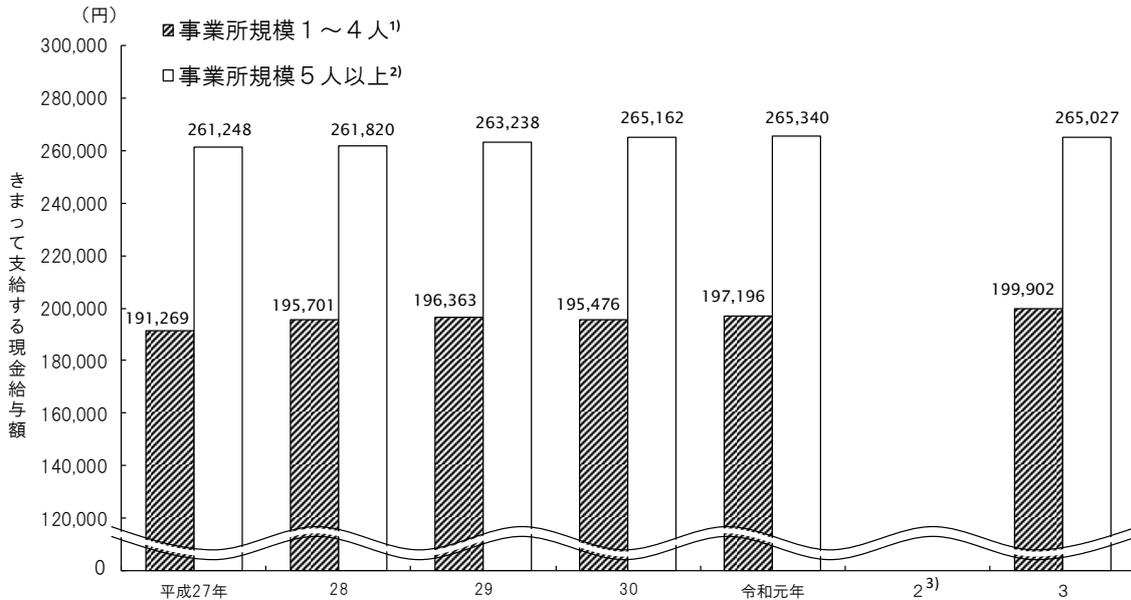
事業所規模1～4人の事業所について、令和3年7月におけるきまって支給する現金給与額は調査産業計が199,902円となった。

男女別にみると、男は266,369円、女は150,600円となった。

主な産業についてみると、「建設業」が261,162円と最も高く、次いで「製造業」が205,209円、「卸売業、小売業」が203,670円、「医療、福祉」が187,991円、「生活関連サービス業、娯楽業」が152,240円、「宿泊業、飲食サービス業」が116,563円となった。（第1図、第1表）

また、1時間当たりきまって支給する現金給与額は調査産業計が1,529円となった。男女別にみると、男は1,769円、女は1,351円となった。（第2表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



- 注： 1) 事業所規模1～4人は各年7月の数値である。
 2) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。
 3) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。
 また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

性・主な産業	事業所規模1～4人		(参考) 事業所規模5人以上 ¹⁾		5人以上=100としたときの比率
	円	2年前比 ²⁾	円	2年前比 ²⁾	
調査産業計	199,902	1.4	265,027	-0.1	75.4
男	266,369	-0.5	332,946	3) -0.6	80.0
女	150,600	4.3	188,894	3) 1.2	79.7
建設業	261,162	0.7	346,646	0.4	75.3
製造業	205,209	-7.2	311,811	-0.1	65.8
卸売業、小売業	203,670	1.2	239,346	2.1	85.1
宿泊業、飲食サービス業	116,563	8.6	113,349	-3.3	102.8
生活関連サービス業、娯楽業	152,240	-1.8	190,870	-0.4	79.8
医療、福祉	187,991	4.3	252,190	-0.4	74.5

- 注： 1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和3年7月分の結果である。
 2) 事業所規模5人以上の2年前比は、指数から算出している。
 3) 事業所規模5人以上の男女別の2年前比は、実数から算出している。

第2表 性別1時間当たりきまって支給する現金給与額
(事業所規模1～4人、調査産業計)

令和3年7月

性	実額	
	円	%
計	1,529	7.7
男	1,769	6.5
女	1,351	9.0

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

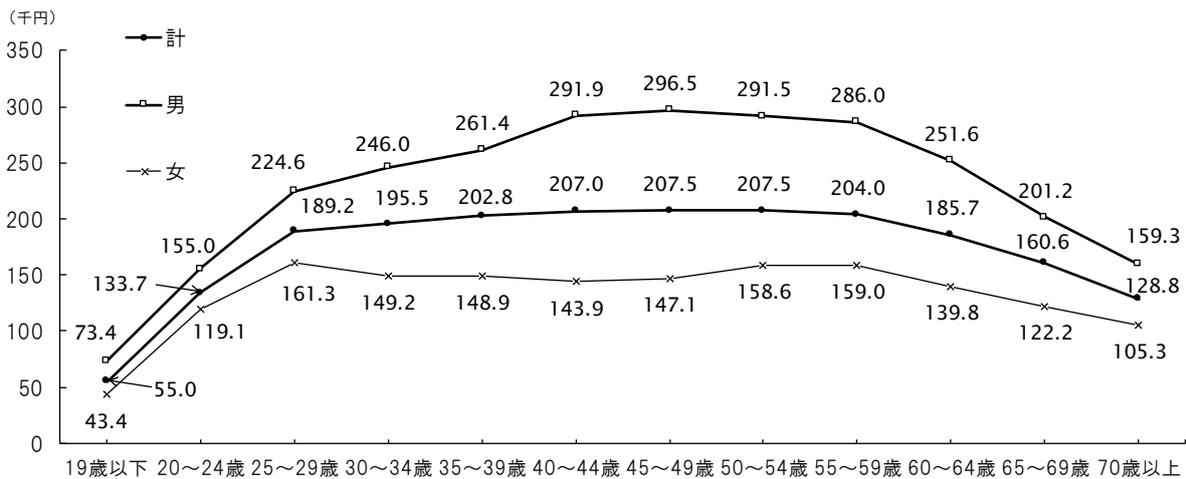
企業規模1～4人の事業所における令和3年7月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は25～29歳まで上昇しているが、30歳から54歳まではほぼ横ばいとなり、55～59歳以降低下している。

男女別にみると、男は45～49歳まで上昇しているが、50～54歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの25～29歳まで上昇しているが、30歳から54歳まではほぼ横ばいとなり、55～59歳以降低下している。(第2図)

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数30年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている。(第3表)

第2図 性、年齢階級別きまって支給する現金給与額(企業規模1～4人、調査産業計)

令和3年7月



**第3表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額
(企業規模1～4人)**

令和3年7月 (単位:円)

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業, 小売業	宿泊業, 飲食 サービス業	生活関連 サービス業, 娯楽業	医療, 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	186,395	248,233	141,488	252,136	191,664	180,759	103,781	150,997	175,299
19歳以下	54,973	73,424	43,351	x	x	71,708	46,028	52,550	57,333
20～24歳	133,723	154,999	119,108	214,664	168,440	137,975	61,862	162,841	172,437
25～29歳	189,229	224,575	161,303	241,314	201,139	187,592	122,387	175,101	196,696
30～34歳	195,496	245,960	149,242	253,362	216,796	195,331	115,299	184,820	171,728
35～39歳	202,753	261,441	148,922	280,700	218,650	195,311	138,597	167,678	176,995
40～44歳	206,992	291,906	143,856	282,390	220,214	208,261	130,337	152,271	170,826
45～49歳	207,457	296,450	147,099	284,685	231,217	207,142	122,321	156,039	172,327
50～54歳	207,485	291,506	158,566	287,595	219,415	203,457	110,468	156,849	192,443
55～59歳	203,971	285,996	158,955	260,600	215,283	201,667	111,595	153,513	183,320
60～64歳	185,660	251,584	139,786	239,547	187,843	174,046	98,327	125,394	175,960
65～69歳	160,576	201,188	122,215	209,973	161,370	137,621	86,756	119,482	168,715
70歳以上	128,830	159,320	105,317	164,120	130,262	119,114	79,060	99,197	120,474
勤続年数計	186,395	248,233	141,488	252,136	191,664	180,759	103,781	150,997	175,299
0年	145,793	201,249	113,376	205,188	175,789	134,667	79,496	137,586	165,589
1年	160,971	214,400	128,861	222,503	178,386	162,408	93,385	147,386	153,438
2年	157,069	214,781	122,139	222,199	165,320	170,246	80,882	146,021	162,492
3～4年	166,553	223,265	129,814	235,909	184,255	173,811	101,309	128,509	162,574
5～9年	183,419	248,439	137,498	260,553	178,227	177,209	109,600	159,493	164,735
10～14年	193,632	258,215	150,156	257,602	189,798	181,842	117,386	161,910	176,761
15～19年	211,506	276,128	159,392	277,655	222,343	197,493	101,296	164,273	189,239
20～29年	222,031	288,672	164,381	281,687	211,614	212,669	124,217	155,442	200,736
30年以上	191,738	241,262	146,521	230,231	181,714	172,155	134,280	148,386	230,689
平均年齢(歳)	50.4	50.2	50.5	50.1	55.3	52.1	47.9	46.2	47.6
平均勤続年数(年)	13.5	14.6	12.7	15.6	18.8	16.0	9.8	11.9	10.0

注: 「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は調査産業計が253,157円となった。

男女別にみると、男は361,564円、女は170,831円となった。

主な産業についてみると、「建設業」が303,625円と最も高く、次いで「医療、福祉」が266,666円、「卸売業、小売業」が250,157円、「製造業」が192,791円、「生活関連サービス業、娯楽業」が58,294円、「宿泊業、飲食サービス業」が44,848円となった。(第4表)

第4表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額(事業所規模1～4人)

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	%	か月分	2年前差
調 査 産 業 計	253,157	2.2	1.27	0.01
男	361,564	-0.2	1.36	0.01
女	170,831	7.4	1.13	0.03
建 設 業	303,625	13.2	1.16	0.13
製 造 業	192,791	-28.3	0.94	-0.28
卸 売 業 , 小 売 業	250,157	-6.5	1.23	-0.10
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	44,848	40.1	0.38	0.08
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	58,294	-3.3	0.38	-0.01
医 療 , 福 祉	266,666	16.3	1.42	0.15

注: 令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者1人当たりの令和3年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(2) 出勤日数と労働時間

ア 出勤日数

令和3年7月における出勤日数は調査産業計が19.3日となった。

男女別にみると、男は20.7日、女は18.2日となった。(第3図、第5表)

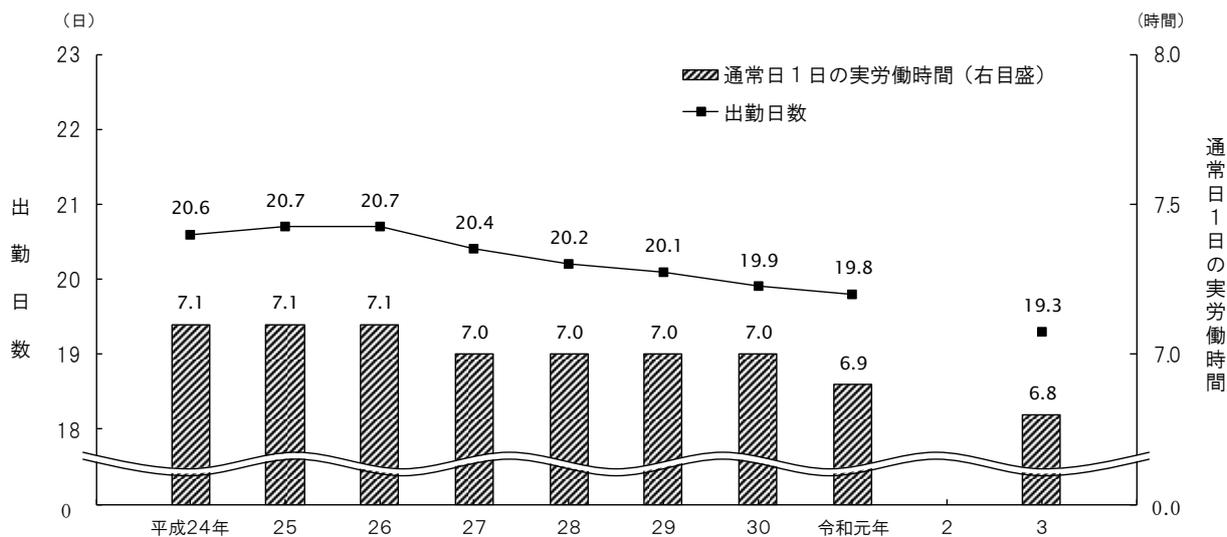
イ 労働時間

令和3年7月における通常日1日の実労働時間は調査産業計が6.8時間となった。

男女別にみると、男は7.5時間、女は6.3時間となった。(第3図、第5表)

通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると調査産業計で4時間以下が13.8%、5時間が8.9%、6時間が8.6%、7時間が16.7%、8時間が45.2%、9時間以上が6.8%となった。(第6表)

第3図 出勤日数及び通常日1日の実労働時間の推移(事業所規模1~4人、調査産業計)



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1~4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第5表 性・主な産業、事業所規模別出勤日数及び通常日1日の実労働時間

令和3年7月

性・主な産業	出勤日数				通常日1日の実労働時間			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾	
		2年前差		2年前差		2年前差		2年前差
調査産業計	日	日	日	日	時間	時間	時間	時間
男	19.3	-0.5	18.3	-0.5	6.8	-0.1	7.7	0.0
女	20.7	-0.7	19.2	-0.5	7.5	-0.2	8.2	0.0
建設業	18.2	-0.3	17.2	-0.5	6.3	-0.1	7.0	0.0
製造業	20.9	-0.8	21.1	-0.6	7.4	-0.1	8.1	-0.1
卸売業，小売業	19.5	-1.0	19.8	-0.2	6.9	-0.2	8.3	0.0
宿泊業，飲食サービス業	20.0	-0.3	18.4	-0.1	7.0	-0.1	7.3	0.0
生活関連サービス業，娯楽業	17.4	0.1	13.9	-1.0	5.7	-0.1	6.1	-0.4
医療，福祉	18.8	-0.7	17.0	-0.8	6.7	-0.2	7.2	0.0
	19.0	-0.5	18.1	-0.3	6.6	-0.1	7.4	0.0

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和3年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

第6表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和3年7月

(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.8	8.9	8.6	16.7	45.2	6.8
		(0.8)	(-0.3)	(-0.1)	(1.0)	(0.7)	(-2.1)
男	100.0	5.7	3.0	4.2	16.6	59.9	10.7
女	100.0	19.8	13.3	11.9	16.7	34.3	3.9
建設業	100.0	5.1	3.8	5.6	20.3	59.3	5.7
製造業	100.0	12.4	7.5	8.5	15.9	50.4	5.4
卸売業，小売業	100.0	10.5	8.5	8.7	15.2	48.4	8.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	36.6	15.0	11.0	8.3	21.3	7.8
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	13.2	15.2	12.5	14.8	33.2	11.2
医療，福祉	100.0	18.4	8.7	10.0	15.7	43.9	3.2

注：()内は2年前差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

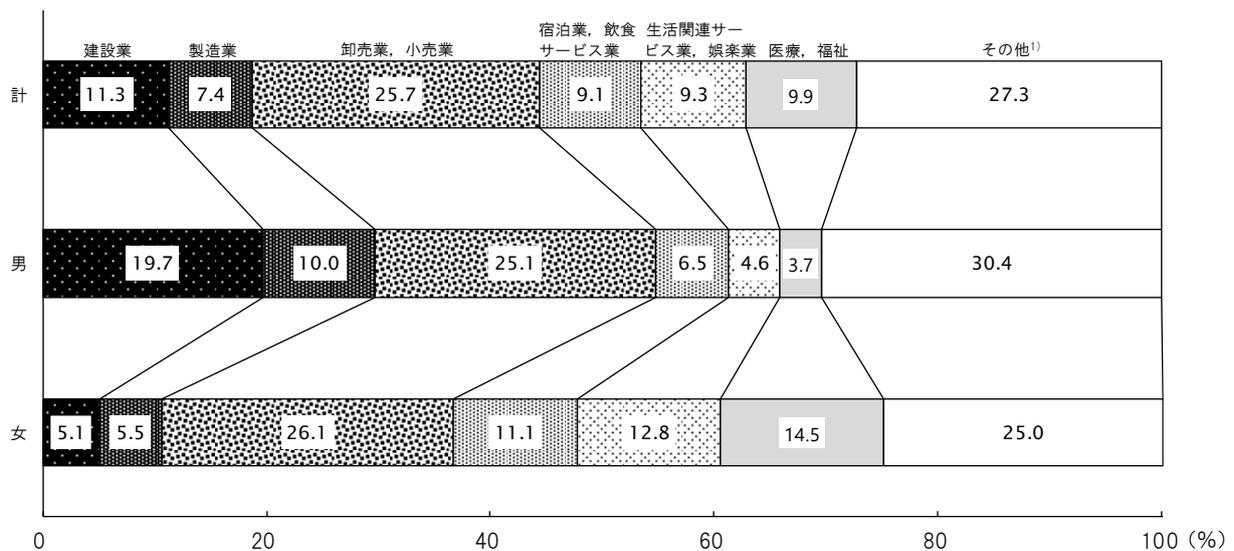
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和3年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が25.7%と最も高く、次いで「建設業」が11.3%、「医療，福祉」が9.9%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.3%、「宿泊業，飲食サービス業」が9.1%、「製造業」が7.4%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は調査産業計で57.4%となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が84.1%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が79.1%、「宿泊業，飲食サービス業」が69.8%、「卸売業，小売業」が58.3%、「製造業」が42.6%、「建設業」が25.9%となった。（第4図、第7表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和3年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第7表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和3年7月末日現在

産業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				%	2年前差 ポイント
調査産業計	100.0	100.0	100.0	57.4	0.2
建設業	11.3	19.7	5.1	25.9	0.8
製造業	7.4	10.0	5.5	42.6	3.2
卸売業，小売業	25.7	25.1	26.1	58.3	1.6
宿泊業，飲食サービス業	9.1	6.5	11.1	69.8	-3.4
生活関連サービス業，娯楽業	9.3	4.6	12.8	79.1	1.2
医療，福祉	9.9	3.7	14.5	84.1	-1.0
その他 ¹⁾	27.3	30.4	25.0	52.5	0.8

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

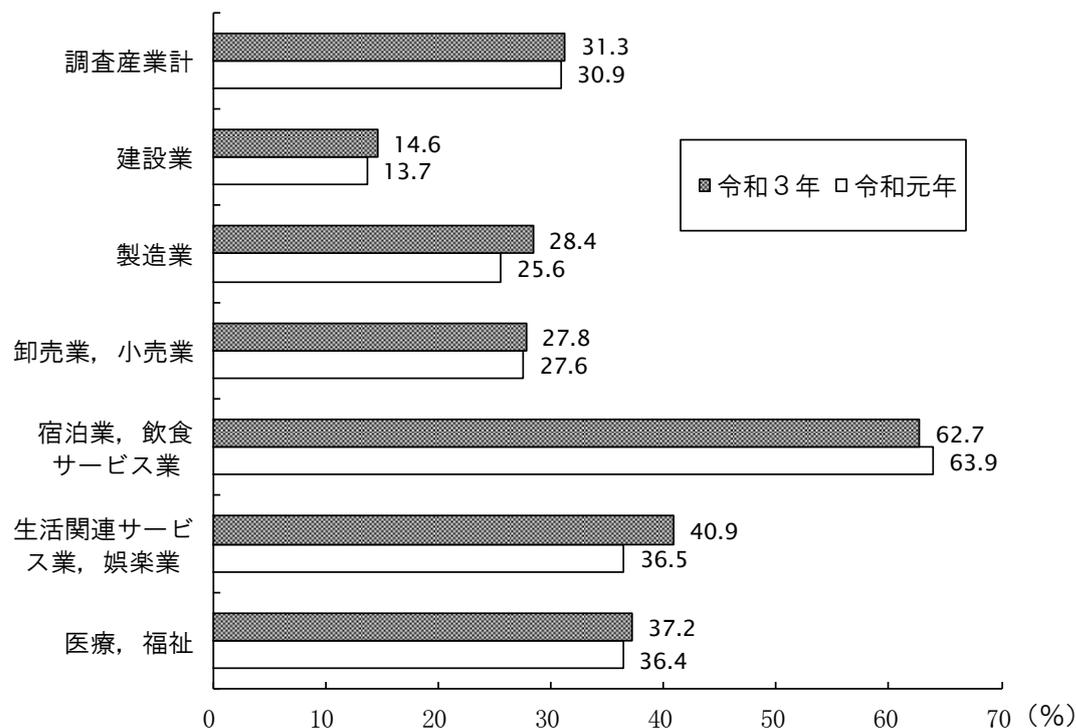
イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

令和3年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は調査産業計が31.3%で、これを男女別にみると、男12.8%、女45.0%となった。

主な産業についてみると、「宿泊業，飲食サービス業」が62.7%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が40.9%、「医療，福祉」が37.2%、「製造業」が28.4%、「卸売業，小売業」が27.8%、「建設業」が14.6%となった。

また、年齢階級別にみると19歳以下が73.4%と最も高く、20～29歳が24.2%と最も低くなっている。（第5図、第8表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第8表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和3年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
	%	2年前差 ポイント	%	2年前差 ポイント	%	2年前差 ポイント
年齢計	31.3	0.4	12.8	1.1	45.0	-0.3
19歳以下	73.4	2.8	68.1	1.7	76.5	3.3
20～29歳	24.2	0.5	16.7	1.7	29.6	-0.4
30～39歳	24.6	0.9	8.6	2.1	39.1	0.1
40～49歳	28.4	0.5	5.9	0.8	45.4	0.2
50～54歳	28.8	-1.4	6.2	1.1	42.4	-2.2
55～59歳	30.1	-0.3	7.8	2.2	42.8	-2.3
60～64歳	32.8	-0.2	11.2	0.1	48.5	-2.6
65歳以上	45.5	-0.1	29.7	-0.6	58.9	0.7

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間及び短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和3年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	日	時間	%
全 国	199,902	19.3	6.8	31.3
北 海 道	203,169	20.4	6.9	30.2
青 森 県	198,322	20.8	7.2	22.5
岩 手 県	185,299	20.2	6.9	30.0
宮 城 県	206,231	19.6	6.9	27.3
秋 田 県	186,838	20.4	7.1	26.5
山 形 県	184,931	20.4	7.1	25.0
福 島 県	204,191	20.4	7.1	24.6
茨 城 県	203,083	20.0	7.2	25.9
栃 木 県	189,398	19.5	6.8	31.4
群 馬 県	191,996	19.4	6.8	32.3
埼 玉 県	209,064	18.7	6.7	34.5
千 葉 県	202,202	18.2	6.5	38.8
東 京 都	233,343	18.2	7.0	27.7
神 奈 川 県	208,427	18.3	6.7	35.9
新 潟 県	189,705	20.1	6.9	31.0
富 山 県	198,532	20.1	6.8	30.0
石 川 県	197,403	19.8	6.8	30.5
福 井 県	192,924	19.8	6.9	30.7
山 梨 県	192,989	19.2	6.9	30.7
長 野 県	191,189	19.5	6.9	30.6
岐 阜 県	183,762	19.0	6.5	41.3
静 岡 県	205,847	19.8	7.0	27.3
愛 知 県	210,813	18.8	6.8	33.9
三 重 県	186,875	19.7	6.9	32.6
滋 賀 県	184,549	18.8	6.6	38.4
京 都 府	176,197	18.4	6.5	39.9
大 阪 府	220,137	18.9	6.8	30.3
兵 庫 県	176,956	18.2	6.5	38.5
奈 良 県	183,900	18.1	6.8	31.4
和 歌 山 県	191,152	19.7	6.6	35.6
鳥 取 県	178,672	19.5	6.9	28.6
島 根 県	181,989	19.3	6.9	30.6
岡 山 県	188,103	18.7	6.8	33.4
広 島 県	208,248	19.5	6.9	31.8
山 口 県	183,526	19.4	6.6	36.2
徳 島 県	195,574	20.2	7.0	27.0
香 川 県	201,683	20.0	7.0	29.5
愛 媛 県	178,837	20.1	6.7	34.4
高 知 県	173,033	19.5	6.8	34.1
福 岡 県	208,430	19.7	7.2	23.6
佐 賀 県	178,252	20.3	6.9	30.5
長 崎 県	174,670	20.8	6.9	31.3
熊 本 県	184,293	20.2	6.8	31.6
大 分 県	181,650	19.9	7.0	29.5
宮 崎 県	187,204	19.9	7.0	26.9
鹿 児 島 県	172,001	19.5	6.6	34.9
沖 縄 県	171,512	20.0	6.9	29.6

注：1) 令和3年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		出勤日数 ¹⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	日	時間	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	24.7	7.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	24.6	7.7	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	24.3	7.6	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	24.3	7.6	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	24.5	7.6	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	24.4	7.7	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	24.3	7.6	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	24.1	7.6	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	23.8	7.6	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	23.7	7.5	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	23.4	7.5	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	23.1	7.4	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	22.7	7.4	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	22.6	7.4	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	22.5	7.3	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	22.5	7.4	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	22.1	7.3	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	22.0	7.3	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	21.8	7.3	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	21.7	7.3	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	21.5	7.3	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	21.8	7.3	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	21.5	7.3	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	21.4	7.2	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	21.1	7.2	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	21.1	7.2	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	21.1	7.2	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	21.2	7.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	20.8	7.1	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	20.7	7.1	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	20.6	7.1	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	20.6	7.1	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	20.7	7.1	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	20.7	7.1	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	20.4	7.0	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	20.2	7.0	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	20.1	7.0	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	19.9	7.0	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	19.8	6.9	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	19.3	6.8	12.6	31.3

注：1) 各年7月の数値である。
 2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。
 3) 各年7月末日現在の数値である。
 4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。